

# 建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領（案）

いわき市  
令和5年6月

## 目次

1. 総則 .....	1
1.1 目的 .....	1
1.2 適用の範囲 .....	2
1.3 施工計画書 .....	4
1.4 監督員等による監督の実施項目 .....	5
2. 遠隔現場に使用する機器と仕様 .....	6
3. 遠隔現場による段階確認等の実施 .....	7
3.1 事前準備 .....	7
3.2 遠隔現場の実施及び記録と保存 .....	7
4. 留意事項 等 .....	8
4.1 効果の把握 .....	8
4.2 留意事項 .....	8
5. 費用算出方法 .....	9
6. 参考資料 .....	10
6.1 動画撮影用カメラとWeb 会議システム等に関する参考値 .....	10
6.2 遠隔現場を適用する工種、確認項目 .....	12
6.3 確認項目の適用性 .....	12

## 1. 総則

### 1.1 目的

本要領は、いわき市が発注する工事及び業務委託において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。

- 1) 適用の範囲
- 2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様
- 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施及び記録と保管

#### 【解説】

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うことをいう。

なお、建築関係工事における遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して配信し、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書（以下、「標準仕様書等」という。）に定める「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下、「監督職員の立会い等」※という。）を行うことをいう。

本要領は、受注者における「段階確認（建築関係工事においては、「監督職員の立会い等」）に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、遠隔臨場を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。

本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ実施により効果の見込める工種を対象とする。遠隔臨場を実施する工種の選定は「6.3 確認項目の適用性」を参考とする。但し、「6.3 確認項目の適用性」については、現場条件により適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するものではありません。

なお、建築関係工事においては、標準仕様書等に規定された「監督職員の立会い等」については、別表4～6を参照とすること。

※ 標準仕様書等における「監督職員」、「監督職員の検査」の記載は、福島県土木部『建築関係工事共通仕様書』においては、「監督員」、「監督員の確認」と読み替える規定となっている。本要領では、標準仕様書等における記載となっているため、準用にあたっては、読み替えるものとする。なお、本市における監督員とは、「いわき市工事請負契約約款」第9条及び「いわき市測量調査設計業務委託契約約款」第11条に基づき通知された者をいう。

## 1.2 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」（建築関係工事においては、標準仕様書等に定める「監督職員の立会い等」）を実施する場合に適用する。

### 【解説】

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して確認するものである。

確認実施者が発注者支援業務等の担当者の場合は、使用するPC等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコン等の画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等で監督員へ提出（図1-1※1）する。

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故等の報告時の活用を妨げるものではない。

実施手順	受注者の実施項目
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">           施工計画書         </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</div>	①施工計画書の作成 ・本要領を適用する「段階確認」、 「材料確認」と「立会」項目
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">           機器の準備         </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</div>	②機器の準備 ・動画撮影用のカメラ（ウェブカメラ等） ・Web会議システム等
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           遠隔臨場による            段階確認等の実施         </div>	③段階確認等の実施 ・事前準備 ・撮影の実施（※1）

図1-1 受注者の実施項目

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、Web 会議システム等を利用することにより、監督員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて、遠隔臨場を利用することが出来るものとする。なお、監督員等が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による段階確認等を実施する。

#### （１）段階確認

監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。

#### （２）材料確認

工場製作工（共通）において、受注者は鋼材にJIS マーク表示のないものについては、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて以下のとおり確認するものとする。

- ・鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法の確認
- ・鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認
- ・上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認

#### （３）立会

契約図書に示された項目について、監督員等が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

### 1.3 施工計画書

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、監督員等の確認を受けなければならない。

- 1) 適用種別
- 2) 使用機器と仕様
- 3) 段階確認等の実施

#### 【解説】

##### (1) 適用種別

本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目（建築関係工事においては、「監督職員の立会い等」を適用する「工種・確認項目」）を記載する。

##### (2) 機器構成と仕様

本要領に基づいて使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を記載する。

###### 1) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様

現場（臨場）にて使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様を記載する。

###### 2) Web会議システム等

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を監督員等へ配信するために使用するWeb会議システム等を記載する。

##### (3) 段階確認等の実施

本要領に基づいた、「段階確認」、「材料確認」と「立会」（建築関係工事においては、「監督職員の立会い等」）の実施方法を記載する。

#### 1.4 監督員等による監督の実施項目

監督員等による監督の実施項目は、本実施要領に添付している別表1～9の実施項目及び特記仕様書に記載された検査及び確認事項による。

##### 【解説】

監督員等は、本実施要領に添付している別表1～9の実施項目及び特記仕様書「第3章 総則」「8 監督員による確認及び立会等」の欄に記載された検査及び確認事項の内容を確認及び把握するために、必要な資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。また受注者は、監督員等が行う当該工事等の内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

確認実施者が発注者支援業務等の担当者の場合は、使用するPC等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコン等の画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等で監督員へ提出（図1-2※2）する。

実施手順	受注者の実施項目
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">施工計画書</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">機器の準備</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">遠隔臨場による 段階確認等の実施</div> </div>	<p>①施工計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本要領を適用する「段階確認」、 「材料確認」と「立会」項目</li> </ul> <p>③段階確認等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「段階確認書」、「確認・立会依頼書」、 「材料確認書」の受領</li> <li>・撮影の記録(※2)</li> </ul>

図1-2 監督員等の実施項目

## 2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

### 【解説】

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器は受注者が準備、運用するものとする。また、遠隔臨場に用いる動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等は監督員等と協議の上、確認行為を実施できるものを選定する。仕様における参考数値を「6.1 動画撮影用カメラとWeb会議システム等に関する参考値」に示す。但し、記載の参考数値については、今後の映像・通信技術向上により、参考数値が適切でなくなる場合も想定されることから、現場での適用を拘束するものではなく、受発注者間にて協議の上、判断するものとする。

なお、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用しているWeb会議システム等がある場合、また特記仕様書等に資機材準備の別途記載がある場合にはこの限りではない。



図2-1 機器構成（例）



### 3. 遠隔臨場による段階確認等の実施

#### 3.1 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

##### 【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督員等実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督員等の確認を行う。なお、監督員等による確認・立会の実施時間は、監督員等の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員等が認めた場合はこの限りではない。

##### （1）段階確認

受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を施工計画書等に監督員等に提出しなければならない。また、監督員等から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

##### （2）立会依頼書の提出

受注者は設計図書に従って監督員等の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督員等に提出しなければならない。

#### 3.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存

受注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施する。

##### 【解説】

##### （1）資機材の確認

受注者は、事前に監督員等と動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等の仕様、通信状況等について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。

##### （2）現場（臨場）の確認

現場（臨場）における確認箇所の位置関係等を把握するため、受注者は実施前に現場（臨場）周辺の状況を伝え、監督員等は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

##### （3）実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。必要な情報を冒頭で読み上げるなど、

監督員等による実施項目の確認を得ること。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げるなど、監督員等による実施結果の確認を得ること。

#### (4) 記録と保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。確認実施者が発注者支援業務等の担当者の場合は、使用するPC等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコン等の画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等で監督職員へ提出（図1-2※2）する。

### 4. 留意事項 等

#### 4.1 効果の把握

今後の適正な取組みに資するため、実施を通じた効果の検証及び課題の抽出等について、施工者及び監督員等を対象としたアンケート調査等により依頼があった場合は対応することとする。

#### 4.2 留意事項

遠隔臨場にあたっては、以下に留意する。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- (3) 受注者は、作業員のプライバシーを侵害する音声が配信される場合があるため留意すること。
- (4) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (5) 受注者は、公的ではない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないよう必要な措置を行うこと。
- (6) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督員等は机上確認することも可能とする。  
なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。
- (7) 受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。
- (8) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

## 5. 費用算出方法

工事での遠隔臨場実施にかかる費用については、土木工事の場合、技術管理費に積上げし、「諸経費全般対象外（#0040 1, 1, 5）」で計上すること。建築関係工事の場合、共通仮設費に積上げし、現場管理費、一般管理費等の対象とする。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁HPを参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーション：5年  
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード：10年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

〈費用のイメージ〉

- ①撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ②撮影機器の設置費（移設費）
- ③通信費
- ④その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

〈留意点〉

・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、遠隔臨場にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者から見積を徴収し対応すること。

・費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること。

※建築関係工事については、「③通信費」は現場管理費の率計算で計上するため、共通仮設費への計上は不要。

## 6. 参考資料

### 6.1 動画撮影用カメラとWeb会議システム等に関する参考値

表6-1 動画撮影用のカメラに関する参考数値

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480以上	カラー
	フレームレート：15fps以上	
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1チャンネル）以上	

表6-2 Web会議システムに関する参考数値

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大50Mbps、上り最大5Mbps以上	
映像・音声	転送レート（VBR）：平均1Mbps以上	

画素数と最低限必要な通信速度を示す。なお、下表は目安であり、利用する人数や映像共有の有無等の利用環境や電波状況、時間帯に応じて変化することに留意する。

表6-3 画質・画素数と最低限必要な通信速度

項目	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×480	530kbps
480p	720×480	800kbps
720p	1280×720	1.8Mbps
1080p	1920×1080	3.0Mbps
2160p	4096×2160	20.0Mbps

※使用する機器の機能としては仕様を満たしていても、機器の設定により、仕様を満たさない場合があるため、注意すること。（例：使用する端末の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合、仕様を満たさないことがあるため、端末画質を「高設定」にすること。）

発注者の標準的な通信環境の仕様を示す。下記表を参考にし、発注者の通信環境を確認すること。

表6-4 発注者の標準的な通信環境の仕様

	項目	仕様
通信プロトコル方式 及びポート番号	T C P	80、443
	U D P	なし
利用環境	O S	Windows10
	ブラウザ	Microsoft Edge
	アプリケーション	アプリケーションのインストールは 原則行えません。

## 6.2 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、別表1～3（建築関係工事においては、別表7～9）を参考に、適用する工種・確認項目を選定すること。

## 6.3 確認項目の適用性

汎用的な動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb 会議システム等の機器を用いた場合の遠隔臨場の適応性を別表1～3に示す。

○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等又は現場臨場が必要になる確認項目

なお、適応性は、国がこれまで実施した建設現場の遠隔臨場の試行結果（アンケート調査結果）より整理されたものであり、「○：汎用的な機器で実施可能な確認項目」において受注者の創意工夫（特殊な機器の使用等）を妨げるものではない。また、「△：特殊な機器等又は現場臨場が必要になる確認項目」は、現在の測定機器等に加え、特殊な機器（A I等の汎用化されていない機器）もしくは現場臨場を必要とする確認項目である。

遠隔臨場を適用する工種、細別等は、別表1～3を参考とする。但し、現場条件により適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するものではない。

なお、建築関係工事においては、遠隔臨場への適応性を別表7～9に示す。

別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 1/7

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
指定仮設工 ※ 1		設置完了時	使用材料	○
指定仮設工 ※ 1		設置完了時	高さ、深さ	○
指定仮設工 ※ 1		設置完了時	幅、長さ	○
掘削工 ※ 2		土（岩）質の変化した時	土（岩）質	△
掘削工 ※ 2		土（岩）質の変化した時	変化位置 ※ 3	○
掘削工 ※ 2		土（岩）質の変化した時	変化位置 ※ 4	△
道路土工事（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		プルーフローリング 実施時	プルーフロー リング 実施状況	△
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	使用材料	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	基準高	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	幅	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	延長	○
表層安定処理工	表層混合処理、路床安定処理	処理完了時	施工厚さ	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	使用材料	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	幅	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	延長	○
表層安定処理工	置換	掘削完了時	置換厚さ	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	使用材料	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	幅	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	延長	○
表層安定処理工	サンドマット	処理完了時	施工厚さ	○
バーチカルドレーン工	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工時	使用材料（サンド）	○
バーチカルドレーン工	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工時	使用材料（ペーパー）	○
バーチカルドレーン工	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工時	打込長さ	○
バーチカルドレーン工	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工完了時	施工位置	○
バーチカルドレーン工	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 ペーパードレーン	施工完了時	杭径	○

※ 1：仮設道路、仮栈橋工、仮締切工、土留工等

※ 2：河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工

※ 3：変化位置を色の変化等により確認する場合

※ 4：変化位置を打音検査等により確認する場合

別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 2/7

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	打込長さ	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工完了時	基準高	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工完了時	施工位置	○
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工完了時	杭径	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工時	使用材料	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工時	深度	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工完了時	基準高	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工完了時	位置・間隔	○
固結工	粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、セメントミルク攪拌、生石灰パイル	施工完了時	杭径	○
固結工	薬液注入	施工時	使用材料	○
固結工	薬液注入	施工時	深度	○
固結工	薬液注入	施工時	注入量	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込時	長さ	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込時	溶接部の適否	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込完了時	基準高	○
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板	打込完了時	変位	○



別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 3/7

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込時	使用材料	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込時	長さ	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込時	溶接部の適否	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込完了時	基準高	○
矢板工（仮設を除く）	鋼管矢板	打込完了時	変位	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	使用材料	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	長さ	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	溶接部の適否	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込時	杭の支持力	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込完了時（打込杭）	基準高	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	打込完了時（打込杭）	偏心量	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	掘削完了時（中堀杭）	掘削長さ	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	掘削完了時（中堀杭）	杭の先端土質	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	施工完了時（中堀杭）	基準高	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	施工完了時（中堀杭）	偏心量	○
既製杭工	既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○

別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 4/7

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	掘削完了時	掘削長さ	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	掘削完了時	支持地盤	△
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	鉄筋組立て完了時	使用材料	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	施工完了時	基準高	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	施工完了時	偏心量	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	施工完了時	杭径	○
場所打杭工	リバース杭、オールケーシング杭、アースドリル杭、大口径杭	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○
深礎工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質	△
深礎工		土（岩）質の変化した時	変化位置 ※ 1	○
深礎工		土（岩）質の変化した時	変化位置 ※ 2	△
深礎工		掘削完了時	長さ	○
深礎工		掘削完了時	支持地盤	△
深礎工		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
深礎工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
深礎工		施工完了時	基準高	○
深礎工		施工完了時	偏心量	○
深礎工		施工完了時	径	○
深礎工		グラウト注入時	使用材料	○
深礎工		グラウト注入時	使用量	○

※ 1:変化位置を色の変化等により確認する場合

※ 2:変化位置を打音検査等により確認する場合

別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 5/7

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工		鉄杓据え付け完了時	使用材料	○
オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工		鉄杓据え付け完了時	施工位置	○
オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層	△
オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質	△
オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工		土(岩)質の変化した時	変化位置 ※ 1	○
オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工		土(岩)質の変化した時	変化位置 ※ 2	△
オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料	○
鋼管井筒基礎工		打込時	長さ	○
鋼管井筒基礎工		打込時	溶接部の適否	○
鋼管井筒基礎工		打込時	支持力	○
鋼管井筒基礎工		打込完了時	基準高	○
鋼管井筒基礎工		打込完了時	偏心量	○
鋼管井筒基礎工		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	○

別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 6/7

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
置換工（重要構造物）		掘削完了時	使用材料	○
置換工（重要構造物）		掘削完了時	幅	○
置換工（重要構造物）		掘削完了時	延長	○
置換工（重要構造物）		掘削完了時	置換厚さ	○
置換工（重要構造物）		掘削完了時	支持地盤	△
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	○
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	○
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	○
護岸工	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	○
重要構造物 ※ 1		土（岩）質の変化した時	土（岩）質	△
重要構造物 ※ 1		土（岩）質の変化した時	変化位置 ※ 2	○
重要構造物 ※ 1		土（岩）質の変化した時	変化位置 ※ 3	△
重要構造物 ※ 1		床掘掘削完了時	支持地盤（直接地盤）	△
重要構造物 ※ 1		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
重要構造物 ※ 1		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
重要構造物 ※ 1		埋戻し前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	○

※ 1：函渠工（樋門・樋管を含む）、躯体工（橋台）、RC躯体工（橋脚）、橋脚フーチング工、RC擁壁、砂防ダム、堰本体工、排水機場本体工、水門工、共同溝本体工

※ 2：変化位置を色の変化等により確認する場合

※ 3：変化位置を打音検査等により確認する場合

別表1. 遠隔臨場に関する「段階確認」確認項目一覧 7/7

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	確認時期	確認項目	適応性
躯体工、RC躯体工		杓座の位置決定時	杓座の位置	○
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料	○
床版工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○
鋼橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)	キャンパー	○
鋼橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)	寸法	○
桁製作工 ※ 2		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	○
桁製作工 ※ 2		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	○
桁製作工 ※ 2		PC鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作を除く)	使用材料	○
桁製作工 ※ 2		PC鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作を除く)	設計図書との対比	○
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質	△
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	変化位置 ※ 2	○
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	変化位置 ※ 3	△
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚	○
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	ロックボルト 打ち込み本数	○
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	ロックボルト 打ち込み長さ	○
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	○
トンネル覆工		コンクリート打設後	出来形寸法	○
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	○

※ 1：ポストテンションT（I）桁製作工、プレキャストブロック桁組立工、プレビーム桁製作工、PCホロースラブ製作工、PC版桁製作工、PC箱桁製作工、PC片持箱桁製作工、PC押出し箱桁製作工、床版・横組工

※ 2：変化位置を色の変化等により確認する場合

※ 3：変化位置を打音検査等により確認する場合

別表2. 遠隔臨場に関する「材料確認」確認項目一覧

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

種別	細別	試験項目		適応性
全般	J I S規格製品	資料確認		○
セメントコンクリート製品	レディーミクストコンクリート	外観試験		○
		強度試験	圧縮強度	○
		強度試験	曲げ強度	○
		スランプ試験		○
		スランプフロー試験		○
		空気量		○
		塩化物含有量		○

別表3. 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 1/4

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考（『土木共通仕様書』より）	
土工	河川土工・海岸土工・砂防土工	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表 2-1によるものとする。受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない。	△
土工	道路土工	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表 2-1によるものとする。受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない。	△
土木工事材料	道路標識及び区画線	道路標識	反射シート	反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥がれ生じないものとする。 なお、受注者は表2-27,表2-28 に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。	○
一般施工	一般舗装工	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材材量の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督員の承諾を得なければならない。	○
一般施工	地盤改良工	固結工	薬液注入工事前の確認事項	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。 (1)工法関係 ①注入圧②注入速度③注入順序 ④ステップ長 (2)材料関係 ①材料（購入・流通経路等を含む） ②ゲルタイム③配合	△
一般施工	植栽維持工	材料	樹木類の受入検査	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	○
一般施工	植栽維持工	樹木・芝生管理工	植栽樹木の植替え	3) 枯死、または形態不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。	○

別表3. 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 2/4

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考（『土木共通仕様書』より）	
樋門・樋管	付属物設置工	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。	○
河川維持	堤防養生工	芝養生工	肥料	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督職員に確認を得なければならない。なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	○
河川維持	構造物補修工	ボーリンググラウト工	機械の移動	受注者は、監督員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。	○
砂防堰堤	コンクリート堰堤工	コンクリート堰堤本土工	接合部の止水性の確認	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。	△
砂防堰堤	砂防堰堤付属物設置工	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡しなければならない。	○
斜面对策	地下水排除工	一般事項	検尺	受注者は検尺を受ける場合は、監督員立会のうででロッドの引抜を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督員が受注者に指示した場合には、この限りではない。	○
コンクリートダム	掘削工	岩盤面処理	監督職員の確認	受注者は、本条第3項及び第4項の作業完了後、監督員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	掘削工	基礎岩盤の確認	一般事項	受注者は、岩盤清掃が完了したときには、基礎岩盤としての適否について、監督員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	掘削工	岩盤確認後の再処理	岩盤確認後の再処理	受注者は、以下の場合には、監督員の指示に従い第8編 1-3-5岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に監督員の再確認を受けなければならない。 (1)基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期間放置した場合、 (2)基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が著しく変化した場合。	△
コンクリートダム	ダムコンクリート工	原石骨材	表土処理	受注者は、表土の取り除きが完了したときに、原石としての適否について、監督員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	ダムコンクリート工	打込み開始	打継目	受注者は、コンクリートの打込みに先立ち、打継目の処理及び清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置について、監督員の確認を受けなければならない。	○



別表3. 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 3/4

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

項目					適応性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考（『土木共通仕様書』より）	
コンクリートダム	埋設物設置工	冷却管設置	通水試験	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督員の確認を得なければならない。	△
コンクリートダム	埋設物設置工	継目グラウチング設備設置	一般事項	受注者は、継目グラウチング設備の設置が完了したときには、監督員の確認を受けなければならない。	○
コンクリートダム	埋設物設置工	止水板	接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認を受けなければならない。	△
コンクリートダム	パイプクーリング工	冷却工	冷却完成後の処置	(2)受注者は、継目グラウチングを行った後、監督員の立会いのもとに冷却管内にセメントミルクを充填しなければならない。	○
コンクリートダム	継目グラウチング工	施工設備等	圧力計	受注者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について監督員の確認を得なければならない。また、圧力計の設置箇所は、監督員の承諾を得なければならない。	○
コンクリートダム	継目グラウチング工	施工	洗浄及び水押しテスト	受注者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄及び水押しテストを行わない、監督員の確認を得なければならない。	△
コンクリートダム	継目グラウチング工	施工	注入	(1)受注者は、すべての準備が完了し、監督員の確認を受けた後、注入を開始しなければならない。	○
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	監督職員の立会	受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形状況については、監督員の立会を受けなければならない。	△
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎岩盤確認	基礎地盤確認	受注者は、基礎地盤の掘削及び整形が完了したときは、基礎地盤としての適否について、監督員の確認を受けなければならない。	△
フィルダム	掘削工	基礎地盤面及び基礎岩盤確認	基礎地盤確認	受注者は、基礎岩盤の岩盤清掃が完了したときは、基礎岩盤としての適否について、監督員の確認を受けなければならない。	△
フィルダム	盛立工	一般事項	盛立再開時の処理	受注者は、長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合は、表層部のかき起こし、締め直しなど盛立材に応じた方法で新旧の盛立部分が一体となるように盛立面を処理し、監督員の確認を受けなければならない。	△
フィルダム	盛立工	材料採取	表土処理	受注者は、表土の取り除きが完了したときは、材料の適否について、監督員の確認を受けなければならない。	△
基礎グラウチング	ボーリング工	せん孔	せん孔機械の移動	受注者は、監督員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。	○

別表3. 遠隔臨場に関する「立会」確認項目一覧 4/4

凡例 ○：汎用的な機器で実施可能な確認項目

△：特殊な機器等が必要になる確認項目

項目					適 応 性
分類	細別	条の名称	確認事項	備考（『土木共通仕様書』より）	
舗装	道路植栽工	材料	樹木類の受入検査	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	△
舗装	道路植栽工	道路植栽工	植栽植樹の植替え	(3)枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上、行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。	△
トンネル (NATM)	トンネル掘削工	掘削工	岩区分の境界確認	受注者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員と協議する。	△

別表4. 実施対象表（標準仕様書等による実施対象）（建築工事編）

項目	章	実施対象	備考
監督職員の立会い	第1章 各章共通事項	1.4.5 《1.4.5》 (1.4.5) 材料の検査に伴う試験 1.5.7 《1.7.7》 (1.5.7) [1.6.5] 施工の立会い	
監督職員と協議	第1章 各章共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 1.1.8 《1.1.8》 (1.1.8) [1.1.8] 疑義に対する協議等 1.2.4 《1.2.4》 (1.2.4) [1.2.3] 工事の記録等 1.3.6 《1.3.6》 (1.3.6) 品質管理 1.3.7 《1.3.7》 (1.3.7) [1.3.6] 施工中の安全確保 1.3.11 《1.3.12》 (1.3.11) [1.3.10] 発生材の処理等	
	第2章～各章	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員の検査	第1章 各章共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 1.3.6 《1.3.6》 (1.3.6) 品質管理 1.4.4 《1.4.4》 (1.4.4) 材料の検査等 1.5.5 《1.7.5》 (1.5.5) [1.6.4] 施工の検査等	
	第2章～各章	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事等の調整	第1章 各章共通事項	1.1.7 《1.1.7》 (1.1.7) 関連工事等の調整	

注) 表内の番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版、公共建築木造工事標準仕様書・令和4年版及び建築物解体工事共通仕様書・令和4年版に共通する項目番号を示し、《 》内は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版、（ ）内は公共建築木造工事標準仕様書・令和4年版、[ ]内は建築物解体工事共通仕様書・令和4年版の項目番号を示す。

別表5. 実施対象表（標準仕様書等による実施対象）（電気設備工事編）

項目	編・章	実施対象	備考
監督職員の立会い	第1編 各編共通事項	1.5.5《1.6.6》施工の立会い	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」	
監督職員と協議	第1編第1章 各編共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 1.1.8《1.1.8》疑義に対する協議等 1.2.4《1.2.4》工事の記録等 1.3.4《1.3.4》品質管理 1.3.5《1.3.5》施工中の安全確保 1.3.9《第9節》発生材の処理等	
	第1編第2章 第2編～各編	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員の検査	第1編 各編共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 1.3.4《1.3.4》品質管理 1.4.4《1.4.5》機材の検査等 1.5.3《1.6.4》施工の検査等	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事等の調整	第1編 各編共通事項	1.1.7《1.1.7》関連工事等の調整	

注) 表内の番号は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版に共通する項目番号を示し、《 》内は、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版の項目番号を示す。

別表6. 実施対象表（標準仕様書等による実施対象）（機械設備工事編）

項目	編・章	実施対象	備考
監督職員の立会い	第1編 各編共通事項	1.5.6《1.6.7》施工の立会い	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」	
監督職員と協議	第1編第1章 各編共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 1.1.8《1.1.8》疑義に対する協議等 1.2.4《1.2.4》工事の記録等 1.3.4《1.3.4》品質管理 1.3.5《1.3.5》施工中の安全確保 1.3.9《第5章 第1節》発生材の処理等	
	第1編第2章 第2編～各編	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員の検査	第1編 各編共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 1.3.4《1.3.4》品質管理 1.4.5《1.4.5》機材の検査等 1.5.4《1.6.5》施工の検査等	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事等の調整	第1編 各編共通事項	1.1.7《1.1.7》関連工事等の調整	

注) 表内の番号は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版に共通する項目番号を示し、《 》内は、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版の項目番号を示す。

別表 7. 確認項目（建築） 1/3

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適 応 性	理由	留意点
【材料及び仕上見本の検討】						
鉄骨工事	製品：製作精度	材質、主要寸法（長さ、幅、厚さ等）、ボルト孔、スリーブ、手金貫通孔の位置・寸法		○		確認事項・方法を明確にする
鉄骨工事	製品：製品検査	溶接状況、摩擦面の状況、開先の形状等		△	触感に頼る確認・判断が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
タイル工事	材料 (セラミックタイル)	規格、種類、色調（型番）、形状、寸法、裏あしの高さ（JIS A 5209）、JIS適合品、耐凍害性、耐滑り性		○		確認事項・方法を明確にする
【工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認】						
仮設工事	縄張り、遣方、足場等：敷地の状況確認及び縄張り（敷地境界）	境界石の位置、境界		▼	網羅的な確認が困難	全体を把握するために360°カメラの使用を検討する 数値の読み取りによる確認は可能
仮設工事	縄張り、遣方、足場等：敷地の状況確認及び縄張り（敷地境界）	建築物等の位置		▼	網羅的な確認が困難	全体を把握するために360°カメラの使用を検討する 数値の読み取りによる確認は可能
仮設工事	縄張り、遣方、足場等：ベンチマーク	設置状況／高さ		▼	網羅的な確認が困難	全体を把握するために360°カメラの使用を検討する 数値の読み取りによる確認は可能
仮設工事	縄張り、遣方、足場等：遣方	水平基準高さ／基準墨		▼	網羅的な確認が困難	全体を把握するために360°カメラの使用を検討する 数値の読み取りによる確認は可能
土工事	根切り等：根切り	根切り底の深さ及び状態、支持地盤（土質等）		△	土質の判断が困難な場合がある	土質の確認が映像のみでできるか事前合意を行う 数値の読み取りによる確認は可能
地業工事	既製コンクリート杭地業：セメントミルク工法（試験掘削・試験杭）	支持層の確認、掘削径、掘削深さ、施工時間、根固め液の調合の確認、根固め液及び杭周固定液の注入量、建込み中の鉛直度並びに杭頭の高さの確認、アースオーガに付着している土砂の確認／掘削深さ、杭の支持層への根入れ深さ、杭の水平方向の位置ずれ寸法、杭の建込みの状況		△	土質の判断が困難な場合がある	土質の確認が映像のみでできるか事前合意を行う 数値の読み取りによる確認は可能
	場所打ちコンクリート杭地業：工法（アースドリル工法、リバース工法、オールケーシング工法、場所打ち鋼管コンクリート工法、杭底工法）（試験杭）	位置、種類、掘削中の孔壁の保持状況、泥水又は安定液の品質管理、掘削深さ、掘削形状、支持層の確認、スライム沈着状況と処理方法、鉄筋かごの設置状況、コンクリートの打込み方法、コンクリートの投入量、施工時間の確認、掘削速度等の変化、掘削した土砂の照合、杭の支持層への根入れ深さ、支持層の確認		△	土質の判断が困難な場合がある	土質の確認が映像のみでできるか事前合意を行う 数値の読み取りによる確認は可能

別表 7. 確認項目（建築） 2/3

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適 応 性	理由	留意点
地業工事	試験：杭の載荷試験 (試験計画書) (試験杭)	杭の状況、載荷荷重、特記事項（位置、本数）		○		確認事項・方法を明確にする
地業工事	試験：地盤の載荷試験 (平板載荷試験) (試験計画書) (試験)	載荷荷重、試験位置		○		確認事項・方法を明確にする
鉄筋工事	鉄筋：工法 (加工・組立)	種別、径、長さ、本数、間隔、余長、曲げ半径/継手、定着、フックかぶり厚さ/補強、鉄筋の保護、養生		○		確認事項・方法を明確にする
コンクリート 工事	コンクリート：工法 (打込み後の確認 等)	欠陥（コンクリートの有害なひび割れ及びたわみ、空洞、豆板、コールドジョイント等）の有無の確認		▼	網羅的な確認が困難	欠陥箇所特定した後の確認であれば可能解像度の検討を行う
コンクリート 工事	型枠：型枠の加工及 び組立 (組立)	主要墨/部材断面/建入れ/通り/階高/勾配（型枠で勾配をとる場合）	コンクリート打放し仕上の場合	○		確認事項・方法を明確にする
鉄骨工事	高力ボルト接合：締 付け後の確認（トル シア型高力ボルト）	ピンテールの破断、マーキングのずれによる共回り・軸回りの有無、ナット回転量、ボルトの余長	一工程施工段階	○		確認事項・方法を明確にする
鉄骨工事	高力ボルト接合：締 付けの確認（IIS 型高 力ボルト）	マーキングのずれによる共回りの有無、ナット回転量、ボルトの余長	一工程施工段階	○		確認事項・方法を明確にする
鉄骨工事	溶接接合：溶接部等 の確認（溶接着手 前）（溶接作業中） (溶接完了後)	溶接着手前（隙間、食違い、ずれ、ルート間隔、開先角度及びルート面の加工精度等、組立溶接、溶接部の清掃の良否、余熱、エンドタブの取付け状態、完全溶込み溶接を行う技能資格者の識別）、溶接作業中（溶接順序、溶接姿勢、溶接棒径、リッ径、溶接電流、アーク電圧、入熱、パス間温度、各層間のスラグ清掃、裏はつりの状態）、溶接完了後（ビード表面の製否、ビット、アンダーカット、クレーター等の状態、溶接部の寸法、内部欠陥、エンドタブの処理状態）	一工程施工段階	△	仕上がり具合の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする
鉄骨工事	工事現場施工（建方 等）（建方）	建方精度、組立順序、建方中の構造体の補強の要否、仮ボルト、建入直し、建方完了後の形状及び寸法精度		○		確認事項・方法を明確にする
石工事	各種工法（下地ごし らえ）	鉄筋、アンカー、取付け金物、錆止め	ホル等重要部位の石張りの場合	○		確認事項・方法を明確にする
石工事	各種工法（取付け）	取付け金物、裏込めモルタル、目地、だぼ等の固定	ホル等重要部位の石張りの場合	○		確認事項・方法を明確にする
タイル工事	セメントモルタルに よるタイル張り、有 機系接着剤によるタ イル張り：施工（張 付け）	精度	計測記録により検査、外観目視検査	▼	仕上がり精度の確認は困難	計測記録による確認は可能解像度の検討を行う
左官工事	モルタル塗り、せっ こう プ ラ ス ター 塗 り ： 工 法 （ 上 塗 り）	平たんさ、むら、塗厚	外壁、一工程施工段階	▼	平たんさ、むらの確認は困難	使用量（空袋等）による塗厚の確認は可能解像度の検討を行う
左官工事	仕上塗材仕上げ：工 法、所要量等の確認	工程ごとの所要量、模様、色、つや等	目視検査	▼	出来映えの確認は困難	使用量（空袋等）による塗厚の確認は可能解像度の検討を行う
建具工事	建具：工法（加工及 び組立、取付け）	位置、開き勝手、アンカー、溶接箇所、防錆	特殊な建具の場合	○		確認事項・位置を明確にする
建具工事	ガラス：工法（ガラス の切断、小口処理、 ガラスのはめ込み）	切断面、小口の防錆処置、シーリング材、ガスケット、セッティングブロック/掛り代	特殊ガラス、デザイン上重要なものの場合	○		確認事項・位置を明確にする

別表 7. 確認項目（建築） 3/3

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適 応 性	理由	留意点
カーテンウ ォール工事	メタルカーテンウ ォール：取付け (躯体付け金物)	強度、精度（寸法許容差）		○		確認事項・位置を明確に する
カーテンウ ォール工事	メタルカーテンウ ォール：取付け (主要部材)	精度（寸法許容差）、本留め、溶接後の錆 止め、耐火被覆、防火区画等の処理		○		確認事項・方法を明確に する
カーテンウ ォール工事	PCカーテンウ ォール：製作	鉄筋の組立、かぶり厚さ、吊上げ用金物 ・取付け用金物回りの補強		○		確認事項・方法を明確に する
カーテンウ ォール工事	PCカーテンウ ォール：取付け (躯体付け金物)	強度、精度（寸法許容差）		○		確認事項・方法を明確に する
カーテンウ ォール工事	PCカーテンウ ォール：取付け (主要部材)	精度（寸法許容差）、本留め、溶接後の錆 止め、耐火被覆、防火区画等の処理		○		確認事項・方法を明確に する
塗装工事	各種塗料塗り	表面仕上り、色、模様、むら、塗り回数、 塗付け量、膜厚		▼	色、模様、むらの確 認は困難	使用量の確認は可能 (塗付け量・膜厚) 解像度の検討を行う
内装工事	ビニル床シート、ビ ニル床タイル及びゴ ム床タイル張り：施 工	表面仕上げ		▼	仕上がり状態の確認 は困難	作業工程の確認は可能 解像度の検討を行う
内装工事	カーペット敷き：工 法 (各種工法)	敷き込み、割付け、毛並みの方向		▼	仕上がり状態の確認 は困難	作業工程の確認は可能 解像度の検討を行う
内装工事	せっこうボード、そ の他ボード及び合板 張り：工法（ボード 類、合板等の張付 け）	留付け用ねじ類の間隔、目地通り、不陸、 目違い		▼	不陸、目違いの確認 は困難	計測による確認は可能 解像度の検討を行う
内装工事	せっこうボード、そ の他ボード及び合板 張り：工法（せっこ うボード直張り工 法）	接着剤の間隔・盛上げ高さ、仕上げ面		▼	仕上がり状態の確認 は困難	計測による確認は可能 解像度の検討を行う
内装工事	せっこうボード、そ の他ボード及び合板 張り：工法（せっこ うボード継目処理工 法）	下塗り及びテープ張り、中塗り、上塗り		▼	仕上がり状態の確認 は困難	作業工程の確認は可能 解像度の検討を行う



別表 8. 確認項目（電気設備） 1/4

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適 応 性	理由	留意点
【工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認】						
配管・配線工 事	施工：ケーブルラックの敷設 (その他)	防火区画貫通部の処理、エキスパンション部の処理、耐震支持	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	広範囲及び詳細の確認は困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
配管・配線工 事	施工：バスダクトの配線 (敷設)	支持間隔、エキスパンションダクト、耐震支持	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管・配線工 事	施工：バスダクトの配線 (接続)	防火区画貫通部の処理、ボンディング	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管・配線工 事	施工：電線の接続	接続方法及び状態、絶縁処理方法及び状態、機器端子との接続、締付け、ケーブルの分岐接続、接続箇所の点検方法、ボックス内収容心線数、配管等の耐震支持	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	締付け状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
電灯設備工 事	施工：照明器具の取付及び配線	支持方法・支持本数、振止め、脱落防止・耐震処置、ダウンライト器具の質量による支持方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	締付け状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
配管・配線工 事	施工（電力・通信）：照明器具の取付及び配線（配線・接続）	器具内配線処理、外部配線との接続、接地線との接続、連結器具の接続部、送り端子の接続部	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管・配線工 事	施工（電力・通信）：分電盤、実験盤、OA盤、制御盤、端子盤の取付及び配線（位置・納まり）	取付位置・高さ、埋込盤における壁との納まり、操作・保守点検スペース、非常照明用分電盤の配線用遮断器の高さ（1.2m以下）キャビネットの傾き	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管・配線工 事	施工（電力・通信）：分電盤、実験盤、OA盤、制御盤、端子盤の取付及び配線（支持・固定）	支持固定方法、部品の取付方法、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管・配線工 事	施工：調整・その他 (総合調整)			▼	詳細な確認は困難	作業工程の確認は可能 計測による確認は可能
架空配線工 事	施工：架空配線 (建柱)	建柱位置、根入れ深さ、根かせ位置・取付け方向、支線・支柱の取付状態（根開き、根かせ）、支線ガードの要否、接地	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
架空配線工 事	施工：架空配線 (架空)	架空配線高さ、相互の離隔、工作物等との距離、電線接続及び接続位置、ちょう架の方式、ケーブル支持間隔、接地、端末処理、引込口の防水処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
地中配線工 事	施工：地中配線 (管路の敷設)	埋設深さ、管相互の間隔等ふ設状態、ガス、水道管との離隔、管の防食処理、建物への配管引込み箇所の防水・防食処理及び耐震処理、埋設標識シートの布設と表示内容、埋設標の種別・位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
地中配線工 事	施工：地中配線 (ケーブルの敷設)	種別・サイズ、通線方法、マンホール・ハンドホール内でのケーブル支持・余長、管路口の防水処置、水抜穴、ケーブルの用途及び行先表示、マンホール・ハンドホール内でのモールド接続、高圧ケーブル端末処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする

別表 8. 確認項目（電気設備） 2/4

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適 応 性	理由	留意点
接地工事	施工：接地線の敷設 (接地極の埋設)	位置・深さ、他の接地極との離隔、接地線との接続、ガス配管等との離隔、抵抗値	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
接地工事	施工：接地線の敷設 (接続)	接地線相互、接地線と接地極との接続、異種金属間の接続、突針と導線との接続、導線と鉄骨・鉄筋等との接続、棟上導体と周辺の金属製工作物の接続、水切金物の水切状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
雷保護設備工事	施工：受雷部の敷設	取付位置・高さ、保護角・保護範囲、支持管の取付状態、導体の太さ・幅・厚さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
雷保護設備工事	施工：引下げ導体の敷設	支持方法・支持間隔、電力・通信線、ガス管との離隔、棟上げ導体の種別・位置・保護範囲、伸縮継手	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	機材（受変電）：機材の検査 (受変電設備機器)	盤形式、構造（充電部との離隔寸法、ドア開閉器具、接地端子の取付、屋外形の扉の上下の押え金具）、表面の色彩、導電部（導体の配置、色別、離隔、電流密度、モールド形変圧器の表面の保護、並列接続）、盤内器具の形式・種類・定格・容量、高圧機器の形式・種類・定格・容量、表示事項、予備品、リフタ（多段積高圧スイッチギアのみ）、付属品、高圧充電部の保護		△	広範囲な確認は困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
機器取付工事	施工（受変電）：受変電機器の据付及び配線（位置・納まり）	設置位置、配列状態、操作・点検スペース、水平調整（ライナー、チャンネルベース等）、通気・換気状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	通気・換気状態の確認は困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
機器取付工事	施工（受変電）：受変電機器の据付及び配線（支持・固定）	支持・固定方法、状態、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	施工（受変電）：調整・その他（測定及び試験・総合調整）	絶縁抵抗試験、耐電圧試験、変圧器漏れ電流、動作試験、騒音、機能試験、継電器特性（標仕「機材の試験」による）		▼	騒音、機能試験、継電器特性の確認は困難	作業工程の確認は可能 計測による確認は可能
機器取付工事	機材（特別高圧受変電）：機材の検査 (特別高圧受変電機器)	盤形式、構造（充電部との離隔寸法、ドア開閉器具、接地端子の取付、屋外形の扉の上下の押え金具）、表面の色彩、導電部（導体の配置、色別、離隔、電流密度、モールド形変圧器の表面の保護、並列接続）、盤内器具の形式・種類・定格・容量、高圧機器の形式・種類・定格・容量、表示事項、予備品、付属工具、高圧充電部の保護		△	広範囲な確認は困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
機器取付工事	施工（特別高圧受変電）：受変電機器の据付及び配線（位置・納まり）	施工計画、設置位置、配列状態、操作・点検スペース、水平調整（ライナー、チャンネルベース等）、通気・換気状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	通気・換気状態の確認は困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
機器取付工事	施工（特別高圧受変電）：受変電機器の据付及び配線（支持・固定）	支持・固定方法、状態、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする

別表 8. 確認項目（電気設備） 3/4

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適 応 性	理由	留意点
機器取付工事	施工（特別高圧受変電）：調整・その他（測定及び試験・総合調整）	絶縁抵抗試験、耐電圧試験、変圧器漏れ電流、動作試験、騒音、機能試験、継電器特性（標仕「機材の試験」による）		▼	騒音、機能試験、継電器特性の確認は困難	作業工程の確認は可能 計測による確認は可能
機器取付工事	直流電源機器・静止形電源機器の据付（支持・固定）	設置位置、支持・固定方法、状態、耐震・防振装置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	施工（電力貯蔵装置）：調整・その他（測定及び試験・総合調整）	標仕「施工の試験」による		▼	機能試験の確認は困難	作業工程の確認は可能 計測による確認は可能
機器取付工事	施工（静止形電源設備）：太陽光発電装置・据付及び配線（支持・固定）	支持・固定方法・耐震処置の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	施工（静止形電源設備）：調整・その他	共仕「施工の標準試験」による確認		○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	機材（発電装置）：機材の検査（ディーゼル、ガスエンジン、ガスタービン、熱供給発電装置）（発電設備機器）	発電機・原動機の形式・構造・定格・性能・外観・表示、始動装置・停止装置の形式・構造・性能、共通台板の形式・構造・耐震処置、配電盤の形式・構造・規格・計測器具、保安装置の項目、燃料小出槽・主燃料槽の形式・構造容量、消音器の形式・性能・外観、予備品等（排熱回収装置は、機械設備標仕による）		△	広範囲な確認は困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
機器取付工事	機材（発電装置）：機材の検査（太陽光発電装置）（太陽電池ジュール）	形式・性能・JIS		○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	機材（発電装置）：機材の検査（太陽光発電装置）（アレイ）	形式・性能・JIS・製造者標準規格		○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	機材（発電装置）：機材の検査（太陽光発電装置）（接続箱）	形式・性能・製造者標準規格		○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	機材（発電装置）：機材の検査（太陽光発電装置）（パワーコンディショナ及び系統連系保護装置）	形式・性能・製造者標準規格		○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	機材（発電装置）：機材の検査（風力発電装置）（発電設備機器）	風力発電装置、風車・発電機の形式・構造・定格・性能・外観・表示、監視制御装置・計測装置・保護装置は製造者標準、系統連系の有無、諸装置は製造者標準、設置条件		○		確認事項・方法を明確にする
機器取付工事	施工（発電装置）：据付け（ディーゼル、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池、熱併給発電備）（位置・納まり）	設置位置、配列状態、耐震処置、操作点検スペース、水平調整、保有距離、通気・換気状態、騒音	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	通気・換気状態の確認は困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
機器取付工事	施工（発電装置）：据付け（ディーゼル、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池、熱併給発電備）（支持・固定）	支持・固定方法、状態、防振支持、耐震処置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする

別表 8. 確認項目（電気設備） 4/4

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適 応 性	理由	留意点
機器取付工事	施工（発電装置）： 据付け（太陽光発電 装置） （位置・納まり）	設置場所・十分な構造・耐候性、保守点検 スペース（太陽電池モジュール）、保守容 易取替え可能	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
機器取付工事	施工（発電装置）： 据付け（太陽光発電 装置） （支持・固定）	支持・固定方法・耐震処置	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
機器取付工事	施工（発電装置）： 据付け（風力発電装 置） （位置・納まり）	設置場所・十分な構造（自重、積雪、風 圧、地震その他の振動・衝撃）、耐候性		○		確認事項・方法を明確に する
機器取付工事	施工（発電装置）： 据付け（風力発電装 置）（支持・固定）	基礎工事は、標仕第1編「一般共通事項」 （土工事、地業工事、コンクリート工事） による		○		確認事項・方法を明確に する
機器取付工事	施工（発電装置）： 調整・その他（測定 及び試験・総合調 整）	標仕「施工の試験」による		▼	騒音、機能試験の確 認は困難	作業工程の確認は可能 計測による確認は可能
機器取付工事	機材（通信・情 報）：調整・その他 （測定及び試験・総 合調整）	構造試験、性能試験、機能試験		○		確認事項・方法を明確に する
機器取付工事	施工（通信・情 報）：通信設備機器 類の取付及び配線 （支持・固定）	支持固定方法・状態、部品の取付状態、耐 震処置	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
機器取付工事	施工（通信・情 報）：調整・その他 （測定及び試験・総 合調整）	絶縁抵抗試験、UTPケーブルの伝送品質 測定		▼	総合動作試験の確認 は困難	作業工程の確認は可能 計測による確認は可能
機器取付工事	施工（通信・情 報）：防災設備機器 類の取付及び配線 （支持・固定）	支持固定方法・状態、耐震処置	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
機器取付工事	機材（中央監視制 御）：機材の検査 （監視制御装置）	形式・構造・表示・寸法（監視操作装置・ 信号処理装置・記録装置）、形式・構造・ 規格・機能・容量・表示（印字）速度・停 電補償、伝送装置・伝送方式、グラパネ・ CRT、プリンタ等の表示（ドット式・写 真式）項目、印字数・印字速度		○		確認事項・方法を明確に する
機器取付工事	施工（中央監視制 御）：据付け及び配 線 （支持・固定）	卓上機器の置台の移動、転倒防止・耐震処 置、卓上機器の落下防止・耐震処置	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
機器取付工事	施工（中央監視制 御）：調整・その他 （測定及び試験）	機能試験		▼	総合動作試験の確認 は困難	作業工程の確認は可能 計測による確認は可能

別表 9. 確認項目（機械設備） 1/8

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適 応 性	理由	留意点
【工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認】						
配管工事	施工：配管一般 (主管の分岐又は合流)	分流・合流部分の継手種類及び流れ方向の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	床転がし配管以外は困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 上向きの場合に十分な照度を確保する
配管工事	施工：配管一般 (建物導入配管)	配管要領の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：配管一般 (建物エキスパンションジョイント部配管)	配管要領の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：配管一般 (伸縮管継手)	伸縮管継手及び固定点の位置及び固定方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：配管一般 (絶縁継手)	絶縁の方法、設置箇所、継手仕様		△	接合状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 配管の裏側などは鏡を用いるなど撮影方法を明確にする 照度と解像度を確保する
配管工事	施工：冷温水・冷却水・給水配管 (エア抜弁)	必要箇所の確認		○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：排水配管 (間接排水)	必要箇所・排水口空間の確認		△	排水口空間の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
配管工事	施工：管の接合一般事項	使用工具及び接合法の確認、切断面の状況、管内の異物の除去、管端面の養生	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	接合状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
配管工事	施工：ねじ接合	ねじの良否・ねじ山の異物の除去、締め付けの程度 管端面の処理、管端部の確認 ねじ部の密封処理、使用工具、チャック損傷部の処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	締め付けの程度の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
配管工事	施工：フランジ接合	均等な締め付け、溶接の場合両面の溶接、管端面の処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	均等な締め付けの確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
配管工事	施工：溶接接合	溶接方法、溶接資格者、開先加工、仮付け、溶接材料、ビート状態、溶接部の検査	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	ビート状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
配管工事	施工：鋼管の接合 (ハジック形管継手による接合)	規格、均等な締め付け、接合用加工部・リング溶接加工部及び管端シール面の防錆処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	均等な締め付けの確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
配管工事	施工：排水鋼管用可とう継手 (MDジョイント) 接合	管端部の防錆処理、部品の装着、差込み長さ、ボルト・ナットの締め付け	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	締め付けの確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う

別表9. 確認項目（機械設備） 2/8

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適 応 性	理由	留意点
配管工事	施工：メカニカル接合	使用工具、差し込み長さ、かしめ、ゴム輪の挿入、均等な締め付け、継手形式ごとの製造者の施工標準による接合	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	均等な締め付けの確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
配管工事	施工：差込接合	接着部の研磨、フラックスの除去、ろうの種類	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする ビットやPS内の照度を確保する
配管工事	施工：接着接合	差し込み長さ、ばりの除去、接着剤の均一な塗布、保持時間	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする ビットやPS内の照度を確保する
配管工事	施工：熱融着、電気融着接合	給水装置に該当する場合は水道事業者の定める接合管の切断、差し込み長さ、養生時間	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	差し込み長さの確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
配管工事	施工：ソケット接合	ゴム輪の挿着、差し込み長さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	差し込み長さの確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
配管工事	施工：異種管の接合	設置個所、接合方法		○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：機器廻りの配管 (支持及び固定)	配管支持及び固定方法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする 上向きの場合に十分な照度を確保する
配管工事	施工：勾配	配管の種別による勾配、勾配方向、水抜き及び空気抜き位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする 上向きの場合に十分な照度を確保する
配管工事	施工：吊り及び支持 (インサート)	材質、埋込み深さ、許容荷重、くぎの切断	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする 上向きの場合に十分な照度を確保する
配管工事	施工：吊り及び支持 (支持)	支持間隔、支持方法、形鋼振れ止め、固定	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：吊り及び支持 (支持受け)	配管材・流体による適合、損傷防止	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：コンクリート埋設 (熱伸縮を伴う管)	伸縮緩衝材の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：土中埋設 (埋設表示)	埋設表示テープの有無、埋設深さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
配管工事	施工：土中埋設 (埋設深さ)	埋設深さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする

別表 9. 確認項目（機械設備） 3/8

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かない条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適 応 性	理由	留意点
配管工事	施工：土中埋設 (防食処置)	配管の種別に応じた防食方法	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
配管工事	施工：配管一般 (防火区画の貫通)	防火区画貫通箇所、処理方法の確認	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する 照度や解像度を確保する
関連工事	施工：土中埋設 (埋め戻し)	埋め戻し土	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	△	土質の判断確認が困 難な場合がある	確認事項・方法を明確に する 土質の確認が映像のみで できるか事前合意を行う
ダクト工事	施工：一般事項 (本体)	寸法、形状、板厚	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確 にする
ダクト工事	施工：一般事項 (湾曲部等、拡大縮 小部)	内側半径、傾斜角度の確認 案内羽根、整流板の有無	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
ダクト工事	施工：一般事項 (シール)	多湿箇所の排気ダクトのシール	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
ダクト工事	施工：一般事項 (防火区画等貫通 部)	防火区画貫通箇所、処理方法の確認	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	△	防火ダンパーの有無は 可能、隙間処理は困 難な場合がある	確認事項・方法を明確 にする 解像度の検討を行う
ダクト工事	施工：一般事項 (厨房排気ダクト)	ダクト内部の点検の可否		○		確認事項・方法を明確に する 照度を確保する
ダクト工事	施工：アングル工 法、コーナーボルト 工法	ダクト折返し部・ダクト縦方向のはぜ部・ ダクト複合部のシールの確認、フランジの 最大間隔補強間隔、リップの有無、補強材の 取付法(リベット、溶接)吊り間隔、支持 方法、振れ止め、固定防振材の要否	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する 上向きの場合に十分な照 度を確保する
ダクト工事	施工：スパイラルダ クト	ビス本数、ダクト用テープ、継手の外面 部・ダクト縦方向のはぜ部・ダクトを貫通 する部分のシール確認 吊り間隔、支持方法、振れ止め、固定 防振材の要否	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
ダクト工事	施工：フレキシブル ダクト	使用部位、差込長さ、曲げ状態(有効断面 の確保)	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
ダクト工事	施工：ダクト付属品 (チャンパー・吹出 口・吸込口ボック ス)	寸法・板厚 空調機に取付けるものにあつては点検口及 び温度計取付座の有無、内貼り材の規格及 び施工順序の確認	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
ダクト工事	施工：ダクト付属品 (排気フード)	吊り金物の位置、間隔	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する 上向きの場合に十分な照 度を確保する

別表 9. 確認項目（機械設備） 4/8

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かない条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適 応 性	理由	留意点
ダクト工事	施工：ダクト付属品 (風量測定口)	取り付け個数、取り付け位置、点検口の位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
ダクト工事	施工：ダンパー (防火・防煙・防火防煙ダンパー)	火災時に脱落のない取付か否か(吊りボルトの本数) ヒューズの検査及び取り替えスペースの有無、点検口の位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
ダクト工事	施工：ダンパー (風量調節ダンパー)	操作スペースの有無、点検口の位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
ダクト工事	施工：定風量ユニット・変風量ユニット	吊り、支持、取付け方向、操作スペースの有無、点検口の位置、直間部の長さ	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
保温工事	施工：保温一般	見映え 保温材の合せ目及び継目状態、屋外及び多湿箇所のラッキング等の継目シールの状態、鉋の取付け数、保温厚さ、施工順序	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
塗装工事	施工：塗装一般	下地の処理及び防錆 塗装種別及び塗り回数 見映え	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	▼	見映えの確認は困難	処理や防錆、塗装種別塗り回数の確認は可能
機器据付工事	施工：一般事項 (コンクリート基礎)	位置、寸法、配筋、調合、排水溝の有無、基礎本体と建物躯体との結合基礎ボルト、ストッパーの位置、寸法及び材質、防振材、基礎ボルト、ストッパー取付部の基礎厚さ及び隅角部、辺部からの打設距離基礎据付面の水平度	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：一般事項 (機器及び器具本体)	離隔(他の機器との距離)	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする 照度を確保する
機器据付工事	施工：ボイラー (鋼製ボイラー・鋼製簡易ボイラー・小型簡易ボイラー・簡易貫流ボイラー・铸铁製ボイラー・铸铁製簡易ボイラー)	据付(位置、水平、垂直、勾配)、離隔の有無・方法 組立 基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態 ボイラー内部の洗浄・清掃 付属品の取付け状態・配管支持(油管) ・防油堤(油だきの場合)		△	締め付け状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
機器据付工事	施工：ボイラー (地震感知器)	取付状態(建物主要構造部)及び状態(固定、垂直)	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：温風暖房機	取付位置・状態(バーナー含む。)		○		確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：鋼板製煙道 (支持)	支持間隔、支持方法(吊りボルト・ブラケット・受台)、振れ止め、固定支持金物(ローラ) ばい煙濃度計及びばいじん量測定口、掃除口の位置 伸縮部及び壁貫通部の施工状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする 上向きの場合に十分な照度を確保する
機器据付工事	施工：温水発生機 (真空式温水発生機・無圧式温水発生機)	据付(位置、水平、垂直、勾配)、基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態		△	締め付け状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする



別表 9. 確認項目（機械設備） 5/8

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適 応 性	理由	留意点
機器据付工事	施工：冷凍機 (チリングユニット・空気熱源ヒートポンプユニット・遠心冷凍機・スクリュー冷凍機・吸収冷凍機・吸収冷温水機・吸収冷温水機ユニット)	据付(位置、水平、垂直、勾配)、基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態付属品の仕様及び取付けの有無		△	締め付け状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：コージェネレーション装置 (原動機・発電装置・熱回収装置・制御盤)	据付(位置、水平、垂直、勾配)、基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態、付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	締め付け状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：水蓄熱ユニット (熱源機・氷生成装置・タンク・制御盤)	据付(位置、水平、垂直、勾配)、基礎ボルト及び固定ボルトの締め付け状態、付属品の仕様及び取付けの有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	締め付け状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：冷却塔	据付(位置、水平)、離隔の確保(煙突、窓、ガラリガラリ等との距離)、基礎ボルトの締め付け状態付属品の仕様及び取付の有無		△	締め付け状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：空調和機 (ユニット形、コンパクト形、パッケージ形、マルチパッケージ形、ガスエンジンヒートポンプ式)	据付(位置、水平)	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：送風機 (遠心送風機・軸流送風機・斜流送風機・消音ボックス付送風機・排煙機)	据付(位置、水平)	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：ポンプ (空調用ポンプ・ボイラー給水ポンプ・真空給水ポンプユニット・オイルポンプ・揚水用ポンプ・小形給水ポンプユニット・水道用直結加圧形ポンプユニット・給湯用循環ポンプ・水中モーターポンプ・消火ポンプユニット)	据付(位置、水平)	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：タンク (FRP製タンク・鋼板製タンク・ステンレス製タンク・貯湯タンク・膨張タンク・補給水タンク・消火用充水タンク・還水タンク・熱交換器・オイルタンク・オイルサービスタンク)	据付(位置、水平) 耐震強度(基礎ボルトの本数、径)	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：衛生器具	取付状態(水平、垂直、固定、補強)、管との接続状態(バリ等の除去)、水栓、洗浄弁等の水量の調整	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	▼	詳細な確認は困難	解像度の検討を行う
機器据付工事	施工：ガス湯沸器、潜熱回収型給湯器	取付状態(固定)、運転状態(点火の良否、燃焼状態)、安全装置の作動状態	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	取付状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする

別表 9. 確認項目（機械設備） 6/8

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適 応 性	理由	留意点
機器据付工事	施工：貯湯式電気温水器	取付状態（固定） 付属品の仕様及び取付の有無	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	取付状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：消火機器	扉の開閉方向、据付（位置、高さ、水平） 扉の開閉具合の良否作動の確認認定証（ガスル、ホス、減圧機構）、鑑定証等の確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
機器据付工事	施工：厨房機器 (流し・作業台・戸棚・棚・熱調理器・ガスレンジ・電子レンジ・ガステーブルレンジ・電気テーブルレンジ・揚物器(フライヤ)・炊飯器・焼物器・煮炊釜・食器洗浄機・低温機器)	据付状態（配置、高さ、水平） 取付状態（固定） 運転状態（点火の良否、燃焼状態） 認証証票の貼付	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	取付状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする
自動制御設備工事	施工：試験調整 (自動制御設備の調整)	調整工程の確認、取付場所、取付方法の確認、各機器の結線の確認、各機器単位での調整、各制御ループごとの動作確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	▼	性能・機能試験の確認は困難	確認事項・方法を明確にする 計測による確認は可能
自動制御設備工事	施工：試験調整 (中央監視制御装置の調整)	幹線接続の確認及びリモート側入出力構成の確認、各監視ポイントの接続確認、中央監視盤、リモート盤及び周辺機器の電源投入、データファイルの投入及び確認、中央監視盤の画面構成及び周辺機器の表示確認、動力機器と連動動作確認、中央制御盤装置の各制御プログラムの作動確認	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	▼	性能・機能試験の確認は困難	遠隔なら現地・中央で監視できると同時に確認が可能 計測による確認は可能
ガス設備工事	施工：器具の取付 (ガス栓・ガス漏れ警報器・ガスメーター)	取付位置 設置位置	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
ガス設備工事	施工：管の接合	接合方法 非破壊検査の適用箇所	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	△	接合状態の確認が困難な場合がある	確認事項・方法を明確にする 解像度の検討を行う
ガス設備工事	施工：配管	一般事項、支持・固定埋設深さ、防食処理	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
さく井設備工事	材料及び施工：ケーシング	規格、材質、長さ、ケーシング継目の方法、垂直度	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
さく井設備工事	材料及び施工：スクリーン	長さ、設置位置及び構造	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
さく井設備工事	材料及び施工：砂利 充てん	天端深度、採水層粒子径	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
さく井設備工事	材料及び施工：仕上げ (スワッピング)	泥水濃度	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする
し尿浄化槽設備工事	材料 (現場施工型)	規格、材質、寸法	同一の材料・機材・工法等で繰返し施工される場合の初回	○		確認事項・方法を明確にする

別表 9. 確認項目（機械設備） 7/8

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適 応 性	理由	留意点
し尿浄化槽設 備工事	施工：し尿浄化槽 (土工事・地業工 事)	掘削状況、捨コンクリート状況、砂利の状 況、基礎コンクリート強度、厚さの確認、 埋戻し状況	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
し尿浄化槽設 備工事	施工：し尿浄化槽 (ユニット形浄化 槽)	本体設置、型式認定	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
昇降機設備工 事	施工(エレベー ター・小荷物専用昇 降機)：機械室内機 器(巻上機・電動 機・盤類)・かご・ 乗場(かご室・乗 場)・昇降路内機器 (レール・レールブ ラケット)・安全装 置・耐震施工	固定 取り付け	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する ピット又は地下階の工事 になる場合が多いため、 照度確保が必要
昇降機設備工 事	施工(エレベーター ・小荷物専用昇降 機)：電気配線(電 線管・配線)	種別・サイズ・接続方法	同一の材料・材・ 工法等で繰返し施 工される場合の初 回	○		確認事項・方法を明確に する ピット又は地下階の工事 になる場合が多いため、 照度確保が必要
昇降機設備工 事	試験(エレベーター ・小荷物専用昇降 機)：試運転	作動調整		▼	作動調整は困難	計測による確認は可能
昇降機設備工 事	施工(エスカレー ター)：構造体・駆 動装置(踏段レー ル・チェーン)・踏 段・欄干・乗降口・ 安全装置・耐震施工	固定 取り付け	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する ピット又は地下階の工事 になる場合が多いため、 照度確保が必要
昇降機設備工 事	施工(エスカレー ター)：電気配線 (電線管・配線)	種別・サイズ・接続方法	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
昇降機設備工 事	試験(エスカレー ター)：試運転	作動調整		▼	作動調整は困難	計測による確認は可能
機械式駐車設 備工事	施工：構造体 (支柱、梁)	固定 出入口の最小有効対策	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する ピット又は地下階の工事 になる場合が多いため、 照度確保が必要
機械式駐車設 備工事	施工：搬器・駆動装 置 (電動機、ブレー キ、伝動部、油圧パ ワーユニット)・安 全装置・盤類(運転 操作盤、電源盤、制 御盤)	据付け	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する ピット又は地下階の工事 になる場合が多いため、 照度確保が必要
機械式駐車設 備工事	施工：塗装 (前処理、塗装種 別、塗装回数、外 観)	前処理、塗装種別、塗装回数、外観	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	▼	詳細な確認は困難	解像度の検討を行う
機械式駐車設 備工事	施工：電気配線 (配線、ケーブル)	種別・サイズ・接続方法	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
機械式駐車設 備工事	試験：J I Sに準ず る試験等 (各寸法)	各寸法	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
機械式駐車設 備工事	試験：装置 (試運転)	作動確認		▼	作動確認は困難	計測による確認は可能

別表 9. 確認項目（機械設備） 8/8

凡例 ○：遠隔臨場に向いている

△：基本的に遠隔臨場に向いているが一部向かないものがある

▼：基本的に遠隔臨場に向かないが条件がそろえば遠隔が可能

章	区分：項目 (細目)	確認内容	備考	適 応 性	理由	留意点
医療ガス設備 工事	一般事項	有資格者の確認	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
医療ガス設備 工事	機材：医療ガス供給 装置	規格、材質	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
医療ガス設備 工事	施工：機器・配管	据付状態 誤接続の有無	同一の材料・機 材・工法等で繰返 し施工される場合 の初回	○		確認事項・方法を明確に する
医療ガス設備 工事	試験：装置 (試運転)	作動確認		▼	作動確認は困難	計測による確認は可能
総合調整	総合：風量調整・作 動確認	運転状態（各系統風量、排煙口、P D・ S F D）		▼	風量試験、排煙口動 作試験等は困難	計測による確認は可能
	総合：水量調整	運転状態（各系統流量）		▼	運転状態の確認は困 難	計測による確認は可能
	総合：環境計測	運転状態（室内温度・湿度、浮遊粉塵濃 度、風速分布、騒音、水質測定）		▼	騒音、風速分布等肌 で感じる必要のある 項目の確認は困難	計測による確認は可能
	個別：熱源機器類・ ポンプ類・送風機 類・空調和類・冷 却塔	運転状態（能力、振動、連動）		▼	作動時の振動・騒音 の確認は困難	計測による確認は可能
	個別：自動制御	運転状態（調整、設定値、連動）		▼	総合機能試験の確認 は困難	計測による確認は可能